

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目九番十一号

尾崎 孝

二 建築協定区域

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目五番五十三外七十四筆